

役員等に対する報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人誠友会（以下「法人」という。）定款第9条及び第24条に規定する「役員等に対する報酬等の支給の基準」について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員その他の法人が設置する機関等の委員をいう。

2 この規程において報酬等とは、常勤役員等報酬、非常勤役員等報酬、出張旅費及び交通費をいう。

3 この規程において常勤とは、理事会の承認を経て、継続的かつ定期的に（法人就業規則に定める正職員の勤務期間に準じた期間）就業し、常勤役員職務基準（別表1）に定める業務に従事する者をいう。

ただし、原則として施設職員を兼務する役員等を除く。

4 この規程において非常勤とは、常勤以外の役員等で、非常勤役員等職務基準（別表2）に定める業務に従事する者をいい、施設職員を兼務することができる。

(報酬等の額)

第3条 報酬額は次のとおりとする。

常勤役員報酬	別表3に定める額
非常勤役員等報酬	別表4に定める額
出張旅費及び交通費	旅費規程に定める額

2 常勤役員の報酬は、法人役員等の経験年数、能力等を総合的に勘案・評価し、別表3の格付けによって支給するものとする。ただし、別途賞与の支給は行わない。

3 前項の格付けは、毎年度末に開催される理事会において、法人の業績、当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

4 非常勤役員等の報酬は、非常勤役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他臨機に法人業務に携わったときに、別表4により支給するものとする。

5 施設及び本部事務局の職員を兼務する理事に対しては、報酬等は支給しない。

ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等へ出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤役員等に準じて別表4による報酬等を支給する。

(報酬等の支払い)

第5条 報酬等は、第6条に定める財源が確保され、かつ法人運営に支障がないと認められる場合に限り支払うことができる。

- 2 常勤役員報酬は、原則として、当初予算で確定する月額によって支払うものとし、当初予算によって確定できない場合には、補正予算編成後、一時金によって支払うものとする。
- 3 非常勤役員等報酬は、非常勤役員等が本法人の理事会、評議員会、委員会、研修その他の法人業務に従事する場合に、勤務日の都度または月毎に一括して支払うものとする。
- 4 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の承諾があった場合は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、立替金、積立金等を控除して支給する。
- 7 出張旅費は、役員等報酬とは別に、旅費規程に定めるところにより支払う。
- 8 交通費は、出張以外の勤務に対し、その都度または月毎に一括して支払うものとする。

(財源)

第6条 報酬等の財源は、本部会計によるものとする。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第二号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則 役員等の報酬に関する規程（平成6年4月1日制定）は廃止する。

附則 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

別表1 常勤役員職務基準

職名	職務の内容
理事長	法人代表者 法人業務の統括に関する事 渉外業務に関する事
常務理事	理事長専決事項の事務処理に関する事 (1) 法人本部の運営に関する事 (2) 人事に関する事 (3) 事業所の運営及び調整に関する事 (4) 事業計画及び事業報告に関する事 (5) 事業の企画及び調整に関する事 (6) 広報に関する事
特任担当理事	理事長が必要と認めた業務

別表2 非常勤役員等職務基準

財務担当理事	法人の財務に関する事
高齢者事業担当理事	高齢者事業に関する事
保育事業担当理事	保育事業に関する事
保健衛生担当理事	施設利用者及び職員の健康管理に関する事
権利擁護担当理事	施設利用者及び職員の権利擁護に関する事
監事	法人定款及び法令に定める監事業務に関する事
評議員	法人定款及び法令に定める評議員業務に関する事
苦情解決第三者委員	苦情解決委員会規程に定める第三者委員業務に関する事
特任担当役員等	理事長が必要と認めた業務

別表3 常勤役員報酬

号俸	報酬基準額(月額)	特任担当理事	常務理事	理事長
1号俸	200,000円			
2号俸	250,000円			
3号俸	300,000円			
4号俸	350,000円			
5号俸	400,000円			
6号俸	450,000円			
7号俸	500,000円			
8号俸	550,000円			
9号俸	600,000円			
10号俸	650,000円			
11号俸	700,000円			
12号俸	750,000円			
13号俸	800,000円			
14号俸	850,000円			
15号俸	900,000円			
16号俸	950,000円			
17号俸	1,000,000円			
18号俸	1,050,000円			
19号俸	1,100,000円			
20号俸	1,150,000円			
21号俸	1,200,000円			

別表4 非常勤役員等報酬

役員等の種別	報酬額(1勤務日当たり)	
	4時間以内	4時間以上
理事及び監事	10,000円	20,000円
評議員 その他の役員等	5,000円	10,000円